

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－



友情を育んだ修習時代

会員 手塚 正枝 (9期)



1. 画期的だった9名の女性修習生

1955年(昭和30年)9期の修習生約250名の内9名が女性で「画期的に多い」と言われました。今80歳の私が22歳の時のことです。2名が裁判官になり、あとは全員弁護士で東京で4名、大阪で2名、福岡で1名が登録しました。2007年5月に、9期50周年の集まりをしてからは、女性だけで毎年、京都や大阪や新神戸で一泊の集まりをしています。9名は、ずっと仲間のことを気かけ、業績を讃え喜び合い、困難に手を貸し、悲しみも分かち合ってきました。今は8人になりましたが、みんなそれなりに元気で仕事をしています。

2. 日本女性(当時は「婦人」)法律家協会

修習生になるとすぐ、日本女性法律家協会に入会しました。あこがれの先輩達が、とても優しく親しみを込めて迎えて下さり、仕事と家庭の上手な両立のさせ方なども教えて下さいました。協会はずっと心の拠り所でした。

3. 誇りを持ってのびのびと

当時は司法修習生の徽章は、裁判所職員と同じ徽章でした。完全給費制で研修所でも実務修習地でも大事に扱われ、充実した2年間の修習で、のびのびと実力をつけることができました。誰も2回試験で落第するなどは考えていませんでしたし、誰も落ちませんでした。

4. 得難い体験

列車試乗は、東海道線の国府津で、機関士の身支度をして機関車の釜焚きの体験をしました(写真はその時のものです)。解剖の初めから終わりまでの立ち会い見学がありました。4ヵ月に一度いろいろな種類の研修旅行があり、栃木の子刑務所にも行き、千葉では灯台の内部の見学もしました。夏は赤倉で合宿があり、楽しみながら得難い経験を積みました。

5. 検察庁で

検察庁で若者のスリを取り調べた時、初犯の若者には起訴猶予が妥当だと思い強く主張しましたが、指導検察官に「スリは捕まりにくく、捕まるのは氷山の一角である」と諭されました。後日刑事弁護を担当する中で、指導検察官の言われたとおりであることを実感しました。

6. 後の祭り

実務修習中に同期生と結婚して後期は同居しました。クラスが違うからわからないと思い、自宅起案は夫が書いたものを写して出していました。修習が終わってから後に、民裁の教官から、「いつも4組(夫の組)の教官と交換して読んでいた」と言われ、「しまった」と思いました。その教官は、私が難聴の子どもを持って、親の会の活動をしていた時には、賛助会員になって下さいました。

7. 東京での実務修習(東京3班)

東京弁護士会での修習当時には、会館に女性用のトイレがないので、裁判所まで借りに行きました。会館受付で弁護士の帽子、外套、ステッキ等を預かっていた時代でした。奥田実先生の事務所でお世話になりました。とても温厚な方で、よくお宅に招かれて、奥様の手打ちそばをご馳走になり、茶道のお稽古や家庭麻雀も教わりました。先生も奥様も故人となりました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

8. 今に続く友情を育んだ日々

裁判所修習で一緒に配属だった方とは、以来家族ぐるみのお付き合いをしています。同期の女性達には、その後もずっといろいろ教わることで、助けて貰うことが多く、私の修習時代はとても楽しく、且つ、かけがえない友情を育んだ時代だと思います。